

鳥獣保護法、鳥獣被害防止特措法、銃刀法との関係

- 鳥獣保護法は、都道府県を中心とした鳥獣保護事業、狩猟免許や捕獲の許可等の狩猟制度について定めた法律。
- 鳥獣被害防止特措法は、市町村における被害防止対策を推進。市町村が作成する被害防止計画は、都道府県が作成する鳥獣保護事業計画等と整合性の取れたものでなければならないとされている。
- 銃を使用する猟については、鳥獣保護法に基づく銃猟免許に加え、銃刀法に基づく銃所持許可が必要。

鳥獣保護法(環境省)

(改正前の法体系で図示している)

【目的】

保護を図るための事業の実施、鳥獣被害防止、猟具の使用に係る危険の予防

生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与

基本指針(環境大臣が策定)

基本指針に即して作成

鳥獣保護事業計画

特定鳥獣保護管理計画

(著しく増加した鳥獣、又は減少した鳥獣の個体群について計画を策定(シカ、サル、ツキノワグマ等))

鳥獣被害防止特措法(農水省)

【目的】

農林水産業等の鳥獣被害防止

農林水産業の発展、農山漁村地域の振興に寄与

基本指針(農林水産大臣が策定)

基本指針に即して作成

被害防止計画

被害防止のための鳥獣の捕獲

鳥獣のエサ場や隠れ場所の除去等

鳥獣被害対策実施隊の設置

侵入防止柵の設置
追い払い活動等

捕獲鳥獣の食肉等としての利活用

鳥獣被害対策実施隊

(隊員は狩猟者、農業者、市町村職員等)

- ・銃所持許可更新時の技能講習の免除
- ・ライフル銃の所持許可要件の緩和

【国】

【都道府県】

【国】

【市町村】

【担い手】



狩猟免許

捕獲許可

銃刀法(警察庁)

銃所持許可

【趣旨】

銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制を定める

新たな鳥獣被害防止特措法の概要

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が成立し、平成24年3月に一部改正。
- この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等を内容とするもの。

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成

基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成

被害防止計画に定める事項として、農林業被害だけでなく「住民の生命等に係る被害が生じるおそれがある場合等の対処」に関する事項を新たに追加

被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施

これまでの措置

財政支援

○特別交付税の拡充（交付率0.5→0.8）、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。

権限委譲等

○市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。

人材確保

○鳥獣被害対策実施隊を設置することができ（民間隊員は非常勤の公務員）、捕獲隊員には狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる。

新たに追加された措置

○対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等の措置等を国等が講ずる旨を明記。

○市町村が必要に応じ都道府県に意見を述べるができるとともに、国等が市町村に勧告等ができる規定を新設。

○一定の要件を満たす

- ①鳥獣被害対策実施隊員
- ②平成26年12月3日までに鳥獣被害対策実施隊員となることが見込まれる捕獲従事者について、銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を当分の間、免除。